音更町議会の保有する個人情報の保護に関する条例等の一部を改正する条例

（音更町議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部改正）

第１条　音更町議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和５年音更町条例第１１号）の一部を次のように改正する。

第２条第１０項中「第２条第８項」を「第２条第９項」に改める。

第１２条第５項の表第３８条第１項第１号の項中「第２条第９項」を「第２条第１０項」に改める。

（音更町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正）

第２条　音更町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成２７年音更町条例第２８号）の一部を次のように改正する。

第２条第２号中「第２条第８項」を「第２条第９項」に改め、同条第３号中「第２条第１２項」を「第２条第１３項」に改め、同条第４号中「第２条第１４項」を「第２条第１５項」に改める。

（音更町個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正）

第３条　音更町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和５年音更町条例第２号）の一部を次のように改正する。

第６条第２項ただし書中「第２条第８項」を「第２条第９項」に改める。

（音更町デジタル手続推進条例の一部改正）

第４条　音更町デジタル手続推進条例（令和５年音更町条例第３号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第１３条第１項」を「第１６条第１項」に改める。

（音更町税条例の一部改正）

第５条　音更町税条例（昭和２９年音更町条例第２０号）の一部を次のように改正する。

第３６条の２第９項、第８９条第２項第２号及び第１３９条の３第２項第１号中「第２条第１５項」を「第２条第１６項」に改める。

第１４９条第１号中「同条第１５項」を「同条第１６項」に改める。

附　則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

（１）第１条から第３条まで及び第５条の規定　情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル

社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和６年法律第４６号。以下「改正法」という。）附則第１条第２号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

（２）第４条の規定　改正法附則第１条本文の規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日